

○宮崎大学医学部附属病院コミュニティ・メディカルセンター運営委員会規程

〔平成27年3月18日
制 定〕

改正 平成27年9月16日 平成28年3月9日

(設置)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院コミュニティ・メディカルセンター規程第6条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院コミュニティ・メディカルセンター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、病院長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医学部及び附属病院と 連携した卒前・卒後の一貫した地域医療教育に関すること。
- (2) 総合診療医などの地域連携教育に関すること。
- (3) 地域医療研究に関すること。
- (4) 地域医療診療に関すること。
- (5) その他地域医療に関すること。

(組織)

第3条 委員会は次の事項に掲げる委員をもって組織する。

- (1) コミュニティ・メディカルセンター長
- (2) コミュニティ・メディカル副センター長
- (3) 医学部教務委員会委員長
- (4) 医療人育成支援センター副センター長
- (5) 看護学科長
- (6) 地域総合医育成センター長
- (7) 卒後臨床研修センター長
- (8) 看護部長
- (9) 事務部長
- (10) 参与
- (11) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第1項第11号に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、コミュニティ・メディカルセンター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(幹事及び事務)

第8条 委員会に幹事を置き、総務課長及び学生支援課長をもって充てる。

- 2 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。